## 公の施設 調査票

| 公 | の | 施 | 設 | Ø | 名 | 称 | 芦屋市立養護老人ホーム和風園   |
|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 所 |   |   | 在 |   |   | 地 | 芦屋市朝日ケ丘町 39番 20号   |
| 施 |   | 設 |   | 概 |   | 要 | 老人福祉法第 15 条第 3 項に基づき設置された老人ホームで,在宅生活が困難な高齢者の入所及び短期入所を提供する施設  |
| 業 |   | 務 |   | 概 |   | 要 | 老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、65歳以上の者であって環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方に入所していただき、日常生活全般にわたる生活指導及び介助を行うとともに、家庭での養護が短期間困難な高齢者の日常生活の世話を行う。 |
| 所 |   | 管 |   | 課 |   | 名 | 芦屋市福祉部高齢介護課  |

| 指定管理者の名称                   | 社会福祉  | 业法人 聖徳園   |
|----------------------------|-------|---|
|                            | 指定開始  | 平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日 (5 年間)             |
| これまでの指定                    | 2 回 目 | 平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 (5 年間)             |
|                            |       |   |
| 今回評価を行う期間                  | 平成25年 | 平4月1日 ~ 平成27年3月31日(2年間)                               |
| 指定管理者制度導入前の<br>運 営 管 理 方 法 | 市直営   | (一部業務委託)  |
| 指定管理者制度導入による               | 効果    | 高齢者福祉の実績のある法人が運営することにより、サービスの向上<br>コストの削減に貢献すると考えられる。 |
| 効果と課題                      | 課題    | 災害時等の対応として, 行政施設として避難所等としての活用をどう<br>っていくか。            |
| 備考                         |       |   |

## 指定管理者の調査票

| 名  |      |        | 称  | 社会福祉法人 聖徳園   |
|----|------|--------|----|--|
| 所  | 7    | 在      | 地  | 大阪府枚方市香里ケ丘 4 番 17 号  |
| 設  | 立名   | 年月     | П  | 昭和 42 年 1 月  |
| 設  | 立    | 目      | 的  | 多様な福祉サービスを創意工夫を持って提供することにより、利用<br>者が尊厳を保ちつつ、その有する能力に応じた日常生活を地域社会に<br>おいて営むことができるよう支援する |
| 代  | 表    | 者      | 名  | 三上 了道  |
| 役  | 具    | 構      | 成  | 理事長 1名   理事 13名   監事 2名  |
| 会員 | 員又は柞 | 構成 団 体 | 本等 | 評議員 25名  |
| 備  |      |        | 考  |  |